

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		許可の取消、工事中止、原状回復等
根拠条例・規則等名		農地法
条 項		法第51条第1項各号
所 管 部 課		農業委員会事務局 農地調整課（電話：048-829-1903）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>農地法第51条第1項各号のいずれかに該当する違反事案で農地面積が4ha以下の事案について、是正指導に従わない者で次の場合、法第51条第1項に基づく原状回復命令等又は許可の取消し等を行う。</p> <p>(1) 違反地が、農業振興地域の農用地区域の農地又は優良農地である場合 (2) 当該違反により、隣接農地等に被害が生じている場合 (3) 違反是正指導開始後3ヶ月を経過しても、是正される見込みがない場合 (4) その他違反状況から処分が必要と認められる場合</p> <p>処分の検討に当たっては、弁明又は聴聞の結果を踏まえることはもとより、土地の農業上の利用の確保及び他の法益並びに関係人の利益を考慮し、十分な検討をするものとする。</p>
	設定等年月日	年 月 日設定 令和元年6月21日最終改正
備 考		